

【備考】

本書類に記載された、氏名、生年月日等のすべての個人情報、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき取り扱うものとし、宮崎市が暴力団排除措置を講ずるための連携に関する協定書に基づき実施する暴力団排除措置以外の目的には使用しないものとします。

また、宮崎市がこれらの情報をもとに警察機関から取得した個人情報についても同様とします。

【記入方法等】

- 1 氏名は、正確な（旧字等）字体で記載してください。また、必ずフリガナについても記載してください。
- 2 生年月日は、西暦ではなく和暦（昭和・大正等）で記載してください。
- 3 この名簿に記載する「役員」とは、次の者をいいます。

「役員」

- ・法人の業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる役員
- ・相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、前記の役員と同等以上の支配力を有する者

【参考】

○宮崎市土地区画整理事業保留地処分規則（抜粋）

（公開抽選の参加の制限）

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、公開抽選の参加申込みをすることができない。

- (3) 宮崎市暴力団排除条例（平成23年条例第47号）第2条第3号に規定する暴力団関係者
- (4) 法人であって、その役員（法人の業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに前号に該当する者があるもの

○宮崎市暴力団排除条例（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団関係者 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。

（市の事務及び事業における措置）

第6条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 市が実施する入札に暴力団関係者を参加させないために必要な措置
- (2) 市と契約を締結した者に暴力団関係者と下請契約を締結させないために必要な措置
- (3) 前2号に掲げるもののほか、暴力団を利することとならないようにするために必要な措置